琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係出入域、外国人の法的地位在沖縄外国人の法的地位(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43392

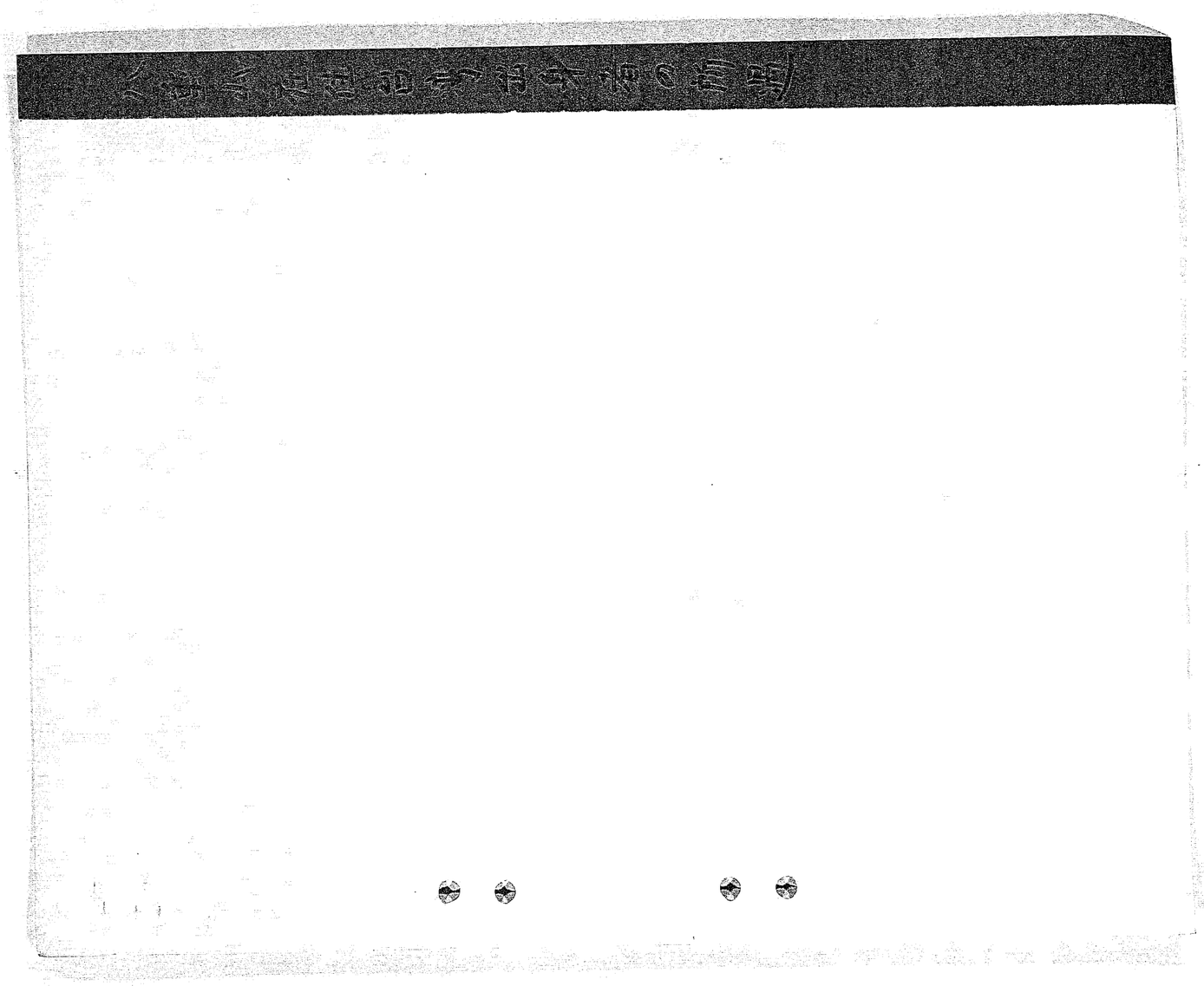

アメリカ局長
参事官
北米オー課長

第7号

昭和45年1月6日

外務大臣殿

在高岡雄総領事

沖縄問題に関する国民大会代表
声明書について

本件に関し、12月1日付をもって"国民大会代表周士傑等220名"名儀で別添写のごとき書簡を当館あて送付越すと共に、右本国政府に伝達方申し出があった。

本声明書等既に別途ご入手のこととは存ずるも、本文書の結論要点下記のとおり

要処理
首席事務官
[illegible]方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

45.1.-9

GA-4 外務省

50

要訳の上報告する。

記

中国は琉球群島について長期間その宗主権を保有して来ており、日米両国が勝手にその(主権の)授受を行なって(ステータスの)変更を行なうべきものでないことを再び声明し、かつ次のごとき主張を提出する。

1. 琉球群島の将来の地位と、これに関する一切の問題は、国際法と関連条約とに依って処理すべきであって、この点に関し、中国は将来の一切の行動と権利とを留保する。

2. 西太平洋地域は、目下国際共産党の脅威をうけており、自由世界の安全を守るためにも、琉球の基地は引きつづき現状

GA-4 外務省

を維持すべきものである。

3、反植民地主義と民族自決の原則を尊重するがため、われわれは、琉球人民の独立自主の希望を遂次実現せしめんことを期待しており、同群島に対し、何ら領土主張を行なうものではない。

なお、最後に次のとおり声明する。

琉球群島は中華民族の生存を防衛するための重要地区であり、この地方の分割は、中国国防の撤去に等しい。

われわれは、日本があらゆる手段を尽して琉球の再占居を図っていることに警戒心を高めざるを得ない。琉球群島は土地も貧弱で住民も貧困であり、単に戦略的価値あるにすぎず、経済的にはこれと

言うべき利益のないところである。

従って、日本のかゝる意図がどこにあるかは想像に難くない。

同時に日本の琉球再占領は正に日本の領土掠奪の野心の復活を示すものである。

従ってわれわれはこれに反対せざるを得ない。

又われわれは米国政府が琉球を日本に渡すという一方的行動に対し、これを容認できないということをはっきりと通告したい。

付属物添付

本信写送付先　中華民国

中華民國國民大會代表周士傑對「琉球羣島地位問題」發表鄭重聲明：

茲依據中華民國憲法第四條：「中華民國領土，依其固有之疆域，非經國民大會之決議，不得變更之。」之規定，特鄭重聲明，昭告世界，任何非法決定「琉球羣島」地位及其有關一切問題者，非經國民大會之決議，決不承認。

上項聲明，係依據歷史證據，地理事實，文化淵源，法律憑證及國際法各項條約，證實「琉球羣島」係屬中華民國整體的一部份。美國係屬托管國家，無權片面決定而私相授受，將琉球交給日本。既違反舊金山對日和約第三條之規定，間接幫助日本再事擴張領土。因此，吾人對美日兩國政府及世界各國剴切說明，以表達我們的責任與義務。

美、日兩國於一九六九年十一月二十一日發表聯合公報：「美國正式同意將琉球羣島於一九七二年交還日本治理，而美國在琉球保留爲兩國安全所必需的軍事基地。並保證琉球之交還，將本符合日本反對使用一切核子武器的政策之原則而進行。以及不影響美、日安保條約下的事前磋商制度。」我們對美國利用琉球換取日本友好政策，未敢苟同。查美、日安保條約之簽訂，艾森豪與岸信介會有協定，即在不違背日本人民意願下，對安保條約之履行，應施行「三不政策」，即不製造核子武器，不使用核子武器及不運入核子武器。美、日皆曾宣佈注意中，韓兩國防衛條約之重要性，如依據公報解釋，「美國將在交還琉球前撤出核子武器，保留了在該區域發生緊急情況時，使用此類武器之權。」但在另一角度觀察，「在不影響美日安保條約下，進行磋商」，如何始能打破「三不政策」？吾人深覺美國有顧末倒置之嫌，日本此舉，亦爲滿足匪共要求，表示日本並無與匪共爲敵之意向。我政府聲明：「對於美國處理琉球羣島」之未來地位問題，未經應循之程序遽予決定，實不能不引爲遺憾。」實已竭盡緩和之能事，二十五年來，我政府力求遷就，而未能求全，吾人亦有同感，美、日雖皆爲我國友邦，但國民大會受全體國民之付托，依據孫中山先生創立中華民國之遺教，爲鞏固國權利益，實不容忍任何人破壞我國領土主權之完整，特再作嚴正表示如下：

一、歷史證據：

琉球與中國關係遠自戰國時代起，息息相關者有二千餘年，其歷史淵源之深，超過任何宗主權之屬國。在隋唐大業三年（公元六〇七年）羽騎尉李寬入琉球，見琉球形似虬龍，因名流虬。如由隋唐算起與中國關係，已歷千餘年，始終未斷，載之史冊。明代洪武五年（公元壹三七二年）始正式改稱爲「琉球」，琉球祭度王受明太祖冊封，繼任王位。直至清代光緒五年（公元一八七九年），琉球被日本武力強佔止，共五〇七年，始終臣屬於中國，成爲福建省的一部份。

中國行政區域的劃分，對琉球國的土地是歸福建省管轄。琉球王的地位，與中國各省布政使職務相同。琉球雖被日本侵掠，但琉球向泰王對外行文及對日交涉文件，仍只遵奉中國爲宗主國，用中國年號，用中國頒發之印信。當時，無論日本或琉球本國，絕未使中國知悉被日本侵略而另有屈辱條件。反之，每當有中國使臣出使琉球，琉球國王恭迎維謹，舉國上下，歡欣若狂。而日本在琉的使者，商人，皆換着琉人服裝，隨同琉人行跪拜迎送之禮，日本商船，貨物，甚至賬簿，貨幣，皆行隱藏，惟恐被中國使臣發現而遭受譴責。此種關係與史實，直至琉球被強佔改爲冲繩縣，向泰王被擄押往日本爲止，亦爲日本所公認。

根據歷史記載，琉球歷明清兩朝，琉王崩，則告哀受吊，賜以白諡，琉王繼位，則請封受冊，賜以紅諡。尤琉王兩年或一年一貢，中國賜以琉球人民生活所必需之物品，主要者爲糧食，並在福州修建琉球館，中琉貿易亦以福州爲集散地，歷明清兩代，所以使貢頻繁，從事貿易亦爲主要原因。茲舉一例，加以證明，在前清嘉慶道光年間，美、英、法、荷諸國人員，曾數至琉球訪問，而琉王則以「現奉皇上諭旨，琉球國王除天朝冊使外，不接見其他各國人員。」拒不接納美、英、法、荷各國人員，以致美國未能在日本開關以後，強迫琉球開關。其臣服中國赤忱及嚮往中國之深，可以想見。更可由此窺知中琉關係如何密切，與歷史之悠久。

即以日本人自己所宣稱「琉球是一六〇九年被日本九洲鹿兒島的薩摩藩所攻佔」而言，其地理位置，是奄美羣島以北靠近日本一帶島嶼，並經常南侵琉球本島。彼時正值中國明朝萬歷三十七年，被日本人乘虛而入，與有明一代，中國沿海備遭日本侵略，如出一轍。不但琉球尚寧王始終不承認已成爲日本傀儡，爾後經明朝對日本加以譴責，而日本詭稱：「係薩摩藩浪人所爲，當加約束。」史實俱在，豈能否認。又據琉球著名歷史學者山里永吉於本年五月十四日在琉球新報發表專論指出：「如以琉球在一六〇九年被薩藩佔領而即認爲應是薩藩的領土的話，我們願加以反問，二次大戰後，琉球爲美軍所佔領，那麼是不是也應該成爲美國的領土了呢？」因此，我們願明白指出，日本實際武力佔領琉球僅五十餘年，竟有所謂「殘餘主權」的謊謬說法？而美國係經舊金山對日和約第三條所授權，合法的統治了二十五年，豈非享有了「眞正主權」？由山里永吉根據歷史的駁斥，美、日兩國所承認的「殘餘主權」謬論，實不堪一擊。

當琉球被日本於一八七九年強佔以後，猶由其國王尚泰密派使臣紫巾官向德，耳目官毛精長，隨員林世功相繼至中國哭訴，呼援求救，即在尚泰王被囚日本東京時，其親擬對日交涉文件中還說：「查進貢天朝（中國）爲我國（琉球）自古以來之重典，賴爲國

家之重，且前明撫我甚厚，每當國王讀統，不憚波濤險阻，遣欽差，賜王爵，隔年進貢，則又賞賜綵緞物品不可勝數。逮至清朝，優厚之上，更加優厚，其恩德情義，昊天罔極，何可背負，竟絕朝貢？況我琉球孤立遠洋之中，國土偏小，微弱不克自保，自歸清朝版圖，以其保護聲援，乃可無內憂外患，自建爲國，有古來風習之禮樂，故刑自由不羈之權利，上下雍睦，安居樂業，若離中國，則心失自由權利而招擧肘之累，國家豈可永保？父子之道既絕，累世之恩既忘，何以爲人？何以爲國？此層最關重要（日本脅令琉球對中國斷絕朝貢）務須據理力爭，善爲應付。」等語。琉球亡國以後，很多愛國志士，前仆後繼，慘殺不絕。其中尤以光緒六年十一月在北平目刎殉國的林世功的精神，最可欽佩，在林世功自刎成仁以後，清廷憐其孤忠，葬於北平之西郊，其遺留的絕命詩有云：「古來忠孝幾人全，憂國思家已五年，一死猶期存社稷，高堂專賴弟兄賢。」這種偉大精神，實淵源於中國傳統思想，而發揚光大，琉球雖亡於日本，終有復國之日，中琉同胞，應共勉之，而期其成。

二地理事實：

本聲明所指「琉球羣島」，係包括琉球全部地誌與事實，以中、琉歷史爲準則，詳列於後：

「琉球羣島」自北緯二十四度至三十一度，東經一百二十三度到一百三十一度之間的一連串之島嶼所構成，從東北向西南延伸約七百哩。較大島嶼有五十五個，連其他小島共計八十六個。全部面積共五千平方公里。羣島可分爲三大部分：北面，是種子羣島及吐噶喇羣島。中部，是奄美羣島及琉球羣島。南部，是宮古羣島及八重山羣島。

北部羣島共計十五個較大島嶼：㈠種子羣島：包括種子島，座久島，口之永良部島，竹島，琉黃島，馬毛島，黑島，黃垣島等八個較大島嶼。㈡吐噶喇羣島：包括訪瀨島、中之島、日之島、臥蛇島、平島、寶島、悪石島等七島嶼。另外尚有較小之橫當島、小臥蛇島二個島。

中部羣島共計二十三個較大島嶼：㈠奄美羣島：包括大島（即奄美本島），德之島、冲永良部島、加計呂麻島、與論島、與路島、喜界島、請島、須子茂離島等九個較大島嶼。㈡琉球羣島：包括冲繩島（即琉球本島）伊平屋島、野甫島、具志川島、伊是名島、屋奈葉島、座奈葉島、座間味島、渡名喜島、久米島、久高島、伊江島、慶伊瀨島、大東島等十四個島嶼。

南部羣島共計十七個島嶼：㈠宮古羣島：包括宮古島、采間島、伊部良島、多良間島、大神島、池間島、水納島等七島嶼。㈡八重山羣島：包括石垣島、西之表島、鳩間島

、小濱島、嘉彌眞島、黑島新城島、竹富島、冲之神島、波照間島、那國島等十島嶼。

北部羣島與日本九州僅兩岸相隔，在舊金山對日和約中，已劃歸日本。因該約規定以北緯二十九度爲界，以北仍歸日本所有。我們雖同意金山和約文字和精神，但不同意北部羣島歸日所有。

琉球全部人口，約百餘萬，其中以琉球本島最大，面積四百六十三平方哩，人口五十萬。其次爲奄美大島，面積二七八平方哩，人口約三十萬，附近爲重要優良之漁區。琉球本島爲整個羣島之中心，面積人口幾佔整個羣島之半。海岸綫曲折，有海拔五百公尺以上之高山，爲一不可多得之海軍基地。島上最大空軍基地是嘉手納機場，因爲除了戰略地勢上的優點外，此地無霧，無雪，無塵，除了颱風季節無風，很難有這樣多優點的地方。美軍目前在琉球駐有四萬人，從事補給及戰鬪任務，在韓越戰爭中，曾發揮重要作用。負主要任務的是空軍第三一三師，B五二機羣配合核子彈，二十四小時隨時可以出擊，如果琉球核子武器撤除，則美國雖保有基地，但受日本安保條約的限制，則重要性將大爲減低。何況琉球北鄰韓國，南接台灣，一系列千餘哩防衞綫，在美國佔領下，對蘇俄與匪共是一大阻嚇力量。由於琉球交日，改變了美國亞洲政策，使整個防共防綫，暴露於共黨侵略之下，殊屬不智之舉。

三、文化淵源：

琉球歷明清兩朝，始終以中國爲宗主國，呼中國爲「父國」，我國亦稱琉球爲「守禮之邦」，琉球之隸屬中國，絕非由於武力壓迫，係由於琉球之自動要求。琉球國王華化尚姓，琉球山川，附祭於福建。與國人於中國，學生入國子監。在明太祖賜琉人三十六姓以後，大行改革文物制度，以儒爲教，在各地修建聖廟，每逢祭祀，異常隆重。以後雖有日本之神道教及基督教傳入，但因孔孟之薰染久，深入人心，既以儒爲教，他教遂不能遽然得勢。他如風俗習慣，語言，建築，官制，音樂，宗教，墳墓，航海技術等，無不處處表現中華傳統的民族文化，而民間歌謠更可代表反映琉人漢化之高。而琉球一般平民，在日本強佔數十年期間，堅持中國文化習俗，於民國元年出版的書刊，則仍使用中國年號，用「太陰曆」而不用日本之「太陽曆」，充份表現出對日本一種精神上的反抗。直到現在，琉人每年仍祭祀孔子，可資證明。

琉球數百年來，認爲中國爲其民族之養育者，生活的維持者，文化的啟發者，倫理的支配者。明太祖所賜之「閩人三十六姓」，實際是琉球民族血統之主流，政治的主宰，文化經濟交通的主腦。此種宗屬關係，是倫理的，是王道的，實非中國其他藩屬，所可比擬，他國何能否認。在第二次世界，美軍登陸琉球羣島之際，首先發現，而印像最深

者，是琉球充滿中華文化的氣氛，幾疑置身於中國大陸。由此可以證明琉人憎惡日本，崇敬中國之明證。慘被日本人陰謀滲透收買策動，誘惑播弄，而使一部琉人墮其術中，美國不察，居然承認日本保有「殘餘主權」，受其愚弄，實屬遺憾。

四法律根據：

㈠一八七九年（光緒五年）正值日本德川幕府之初，日本派島津藩襲侵琉球，併歸島津藩所屬，我國不但始終未予承認，且一直堅持我宗主權。至明治維新，日本廢藩置縣，將北部大隅（即種子），土噶（即吐噶喇）奄美三羣島合稱隆南羣島，歸鹿兒島縣治，南部琉球，先島（即宮古島），尖頭（即八重山）三羣島合稱琉球羣島，改稱冲繩縣。據尚泰王稟日本，這說明日本對琉球又進一步侵略，不但中國永未承認過，琉球更是永未心服的。

㈡琉球被日本武力強佔之際，無論事前事後，皆未取得中國及琉球本國之同意。可知中國始終不曾承認琉球業已割棄，在中日之間，亦始終未曾有對琉球割讓任何文件的簽訂。事實上，在琉球未被日本侵佔以前，美、英、法、荷等國皆曾在外交上承認琉球爲我屬國，這是無法否認的。

㈢在日本侵併琉球，改爲冲繩縣，中國堅絕反對之際，美國卸任總統葛蘭特應日本之請，出任調停，爲中國爭曲直，他建議：「中、日兩國，平分琉球，以北緯二十六度爲界，南部先島羣島歸中國，北部歸日本。」日本表示同意，因該建議等於承認放棄領土，而遭中國拒絕。以後美國務卿隆睿亦曾不斷調停與交涉，皆未能使日本放棄侵略。迨甲午戰後，台灣割日，使琉球問題，才暫擱置。但我們始終未予承認，則是鐵的事實，法律的確證。

㈣琉球隸屬中國五百餘年，法律根據俱在。且經包括美國在內的爲世界各國所公認。琉球被日本強佔前後，永未有任何割讓的文件簽訂，可謂鐵證如山，立場嚴正。

依據第二次世界大戰戰前戰後宣言條約，及五百餘年歷史關係，我們有權出而阻止將琉球羣島交與日本。這就是說：「在開羅宣言，波茨坦宣言，舊金山對日和約三者，已確定琉球地位，並均規定日本不得取得琉球。」

㈠開羅宣言規定：「日本自一九一四年第一次世界大戰開始後，在太平洋上所取得佔領之一切島嶼，例如東北四省，台灣，澎湖等歸還中華民國，朝鮮在相當期內獨立。」在此宣言內，雖未明白指出琉球字樣，但其所奪得佔領之土地自無權再行收回。

㈡波茨坦宣言指明：「日本之主權，必將限於本洲，四國，九洲，北海道，及吾人所決定的其他小島嶼內。」據此，日本自然無權再行佔領琉球羣島。

㈢舊金山對日和約：該和約第三條僅規定日本對於美國向聯合國所作任何將琉球羣島等島嶼置於托管制度下，並以美國爲其唯一管理當局之建議，應予同意。該條並規定在美國「提出此項建議並就此項建議，採取確定性之行動以前，美國有權對此等島嶼之領土暨其居民，包括此等島嶼之領水，行使一切行政、立法及管轄之權力。」該和約中，並無任何條款，得解釋爲授權美國於任何時候，得將此等島嶼交與日本或任何其他國家。中國政府曾爲此數度向美國提出交涉，美國始終未能顧及中國立場而認眞考慮，仍然我行我素，一意孤行將琉球羣島送給日本，將來自由世界終將受其害。

中國爲開羅宣言，波茨坦宣言簽署國，舊金山對日和約雖未直接參加，但中、日雙方和約，完全遵照舊金山和約而簽訂者，我們爲維持此等宣言之文字與精神，均不能同意美國於一九五二年擅自交給奄美羣島，現又將琉球羣島交與日本，對於美國處理琉球羣島所持之理由：「爲日本仍保有『殘餘主權』，當時中國並未提出異議。」實際中國政府並未被邀請參加金山對日和會，該會議紀錄，亦未正式送達中國政府，處此情形之下，我政府殊難對和會各項會議中所討論之任何問題，表示任何意見。退一步言，即使出席全會各國對日本享有琉球羣島之所謂「殘餘主權」一節，予以默認，亦未增加或減少美國政府根據和約所取得之權利。就琉球羣島而論，此等權利，仍限於金山和約第三條

所明白規定者。中國政府曾於致美備忘錄中聲明對美國所持之理由，認爲得自由放棄其在此等島嶼之行政權或此等島嶼中任何部份之行政權交與日本一點，中國自然不能同意。況「殘餘主權」一詞，既未載入和約條文內，自不能謂業經全體參加全體會議之國家，皆已同意。實際印度，蘇俄，波蘭，捷克等四國，則拒絕簽字。因此，一九五一年金山和約，有關所謂「殘餘主權」論調，並未獲得全體參戰的自由國家的一致默認。

另外，一九五一年四月二十八日，中國與日本所簽訂的和約，雖未列入琉球羣島，但對我們關於琉球的立場，則絕未因此而受到任何影響。

以上無論從歷史證據，地理事實，文化淵源，法律憲證以及國際法各項條約各方面皆可證明我們對琉球五百餘年的眞正「宗主權」關係。而美國把琉球交日，是依據毫無法律依據的「殘餘主權」爲藉口，置中國二十五年來多次交涉於不顧，試問我們五百多年的「宗主權」，不比所謂「殘餘主權」，更顯得法理俱壯嗎？進一步言，清代台、澎之割讓，爲有馬關條約之依據，尚可收回，其在馬關條約變字未提之琉球羣島，更無不可收回之理。如果琉球可以任由日本恢復佔領，則開羅會議所規定的朝鮮獨立亦失法律依據，如此則亞洲及世界豈有安寧之日。

茲再聲明，中國在琉球羣島享有長期之宗主權，不因美、日兩國私相授受而有所變更

。並提出如下之主張：㈠琉球羣島未來之地位及一切問題，應悉依國際法與有關條約處理，中國保留將來一切行動權利。㈡西太平洋目前正遭受國際共黨之威脅，爲維護目由世界之安全，琉球基地應繼續維持現狀。㈢爲尊重反殖民主義及民族目決原則，我們願見琉球人民獨立目主願望，得以逐步實現，而無意對該羣島提出任何領土主張。

最後聲明，琉球羣島爲保衛中華民族生存的要地，這些地方的割裂，即爲中國國防的撤除。我們從日本處心積慮重佔琉球，不能不有所警惕，琉球羣島地瘠民貧，只有戰略價值，並無經濟上之厚利，其企圖是可想而知的。同時，其重佔琉球，亦正表示其掠奪領土野心的復活。爲此，我們不能不反對日本重佔琉球羣島。我們也願明告美國，我們不能容忍美國政府把琉球送給日本的嚴正立場。

一九六九年十二月一日

七

中華民國國民大會
THE NATIONAL ASSEMBLY
REPUBLIC OF CHINA
TAIPEI, TAIWAN, CHINA

總領事館 領事

先生閣下：

一、茲附上「對琉球未來地位問題」鄭重聲明一份請轉

貴國政府查照。

二、琉球未來地位，宋經合法程序，由美、日兩國政府私相授受，殊有悖國際正義。我們主張，由國際間有關國家共同商討，合法決定，爲使琉球人民達成獨立自主願望，希望在國際監督之下，舉行全民投票，以示民意之所歸。

三、希望 貴國 維持正義，請予以有力支助，不勝感荷。

專此祇請

政祺

中華民國國民大會代表 周 士 傑等二百二十人同啓

一九六九年十二月十日

日本國駐高雄總領事館 MAY 5 1970

秘密標記（赤色）

アメジカ局長
参事官
北米才一課長

（　）準第 14 号

昭和 45 年 5 月 14 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）戦前より八重山に在住する台湾出身者の二、三世に対する永住許可付与等要請書の送付

引用公・電信
日付・番号

八重山地方在住台湾出身者を以って構成する台湾同郷会々長は、今般当事務所を来訪し、戦前より八重山に在住する台湾出身者の二、三世

付属添付 ☑　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

要処理
首席事務官
南方
渉外調査
業
空
協力
調整
調査
カナダ
局庶務

文書課受信班 45.5.15 受付

GA-3-1　1027 在外公館

に対し一世同様永住資格が付与されるよう、またその他の戸籍上の優遇措置等につき考慮あるよう別添の書簡のとおり要請越した。

本要請は準備委員会の作業のための原則と指針に基づき、現地において第三すべき手続事項の一つである非琉球人の所遇に関連する問題でもあるので同要請書第1部仮案ゆ予考まで送付申上げる。

GA－4　外務省

日本復歸後に於ける八重山在住台湾出身者の処遇
について陳情

昨秋日米共同声明に依り愈々一九七二年中には沖縄の
日本復歸が實現する事になりました。
私達八重山に戰前から引續き在住する台湾出身
の一世及二世は沖縄百萬縣民と共にその決定を心から
喜んでいます
日本政府におかれましては復歸に備え米琉政府
と共に經済格差の是正、法律の一体化、産業開発の
ビジョン等について調査研究し諮問委員會、準備
委員會等を設け万般の施策、構想を樹立して
不断の作業を續けておられます　その努力に対し
満腔の敬意を表する次第であります　ひるがえって
私達の身分に考え及ぶ時復歸後に於いて私達の
身分及処遇はどうなるであらうかと不安を感じ
焦燥にかられています
私達の父や祖父の時代は台湾も日本領土であり
日本国民として納税、教育、兵役の義務を果たし
何等差別をも受けず　公民权を行使してきいりました
従って私達の父や祖父が戰前八重山に移住してからも
全く平等な日本国民として法の庇護の下に生活し
八重山の産業開発に大きく貢献し生涯を捧げて
来たことは郡民の首しく認めるところであり　私達の
中にはこの地で生れ　この地で育ち日本教育を受けて
成長した者が沢山おります

然るに第二次大戦後はポツタム宣言、サンフランシスコ
於ける対日平和条約によって台湾は中国に帰属し
沖縄は米国施政下に分離され法の取扱いは一変した。
同時に私達の身分も自動的に中国籍となり身分
保障はされないまゝ今日に至っていますが永住の権利は
取得出来たとは申しましても公民権の行使は許されず
只現地の在住市民として住民登録がなされているだけであり
ます

戦後八重山の土地から離れたことのない私達はこの地に生活
の基盤をもち私達の子供達はこの地で生れ、育ち
日本語を話して生活している現在沖縄住民として人生
を送ることが最良の道であり それ以外に幸せはないと確信
していますが戸籍は就籍も出来ない環境の中で毎日を
送っている私達の人生は暗瞻たるものであります
私達の周囲には八重山の方を嫁に貰い、八重山の方へ
嫁いだ幾組かの男女がいます 然し幸福であるべき
これ等の結婚が同一戸籍上になく生れた子供は父か母
のどちらかの籍に記載され夫婦親子が国籍を異にして
いる事實は正常なものと言えるでせうか、又一九四五年以前
より引続き琉球内に居住している台湾出身者には無
期限の永住権が与えられ その両親から生れた子供が
満十四才に達して在留登録を申請する場合は被扶養者
として更新は認められているがこれ等は一時訪問者として
登録されることになっている等は状勢の如何では何時
親子が切り離され路頭に迷うかと不安でなりません
教育、就職、事業、金融の問題更に遺産の相續問題

等についても戸籍がないため登記手續が出来ないのであります

三年前私達同胞の幾家族かが無国籍者として歸化が許可され今日立派な日本人として法の庇護の下で活躍しているのを見て私達は羨望に堪へません

前記の通り私達の二世、三世は無国籍者同様に扱われ社會の片隅で悩んでいる實情を御憫察下さいまして日本国への歸化は認められないとしてもせめて末記事項に関しては特別の御配慮を以て善処下さる様陳情申上げます

記

一、八重山在住の台湾出身者二世、三世に対し永住を認めていただき度い

二、台湾出身者に対し遺産相續が出来る様手續きを簡素化していただき度い

三、永住者に対し特に新戸籍を編成出来る様立法措置をしていただき度い

参考資料、永住者八七名半永住三二名（アメリカ）（1953年）（時訪問九〇名計二〇九名）以上

一九七〇年五月八日

台湾同郷会
会長　林　発

（市内在住者の部）

居住地	世帯主	本籍在住者人数	本籍在住者人数	一時訪問者数	計	備考
[redacted]						

(構外在住者の部

居住地	世帯主	永住者人数	準永住者人数	一時訪問者人数	計	備考
[redacted]						

居住地世帯主		永住者人数	準永住者人数	一時訪問者人数	計	備考
[redacted]						
		50	30	62	142	
	市内在住者の部	37	2	28	67	
	累計	87	32	90	209	

居住地	世帯主	永住者人数	準永住者人数	一時訪問者人数	計	
[redacted]						
	計	37	2	28	67	
	構外在住者の部	50	30	62	142	
	累計	87	32	90	209	

永住者、準永住者のうち沖縄、籍者との

5

婚姻による家族構成

1970年6月現在

氏　名	在留資格	配偶者名	子供の数、国籍	備　考
[redacted]				

氏　名	在留資格	配偶者名	子供の数、国籍	備　考
[redacted]				

至 司法法法 ファイルにあり

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付属	✓あり（その4）		

発送日 処理日 昭和45年5月19日
発信 タイプ 校査

文書課長

公信案（分類 ）

公信番号 米北1合第1442号
公信日付 昭和 年 月 日 昭和45年5月19日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案 昭和45年5月18日

起案者 電話番号 445

協議先

受信者
1. 沖縄北方対策庁長官
2. 法務省民事局長

発信者
アメリカ局長

写送付先 入国管理局長（5/25 追加）

（希望発送日）
月 日

件名 戦前より八重山に在住する台湾出身者の二、三世に対する永住許可付与等要請書の送付

GA-2 外務省 19 43 回覧番号

米北1合第1442号
昭和45年5月19日

外務省アメリカ局長

（件名）戦前より八重山に在住する台湾出身者の二、三世に対する永住許可付与等要請書の送付

引用公・電信日付・番号

本件に関し沖縄復帰準備委員会日本国政府代表より、5月14日付公信準第14号をもって報告があったので、同信第1部御参考までに別添のとおり送付します。

本信送付先 沖縄北方対策庁長官、法務省民事局長、法務省入国管理局長

※付属添付 ✓ 付属空便（行）□ 付属空便（DP）□ 付属船便（貨）□ 付属船便（郵）□

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付属	あり（[illegible]）		

発送日 処理日 昭和45年5月19日

発信 タイプ 校 [illegible]

文書課長 公信案（分類 ）

公信番号 米北1 第 624 号 公信日付 昭和 年 月 日 昭和45年5月19日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年5月18日 起案者 112中 電話番号 445

協議先

受信者 在米 下田大使

発信者 外務大臣

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 戦前より八重山に在住する台湾出身者の二、三女に対する永住許可付与等要請書の送付

GA-2 外務省 回覧番号

19 40

＊ 秘密標準（赤色）

米北1第 624号
昭和45年5月19日

在米大使殿

外務大臣

（件名） 戦前より八重山に在住する台湾出身者の二・三女に対する永住許可付与等要請書の送付

引用公・電信 日付・番号

本件に関し、沖縄復帰準備委員会日本政府代表より、5月14日付公信準第14号をもって報告があったので、同信写1部御参考までに別添のとおり送付する。

※付属添付 付属空便（行）□ 付属空便（DP）□ 付属船便（貨）□ 付属船便（郵）□

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付属	その他		

発送日 処理日 昭和45年7月6日
発信 タイプ 校 [illegible]

文書課長 [illegible]

公信案（分類 ）

公信番号 米北1 第 868 号　公信日付 昭和 昭和45年7月 4日

~~大臣~~
~~政務次官~~
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案 昭和45年7月2日
起案者 石河 電話番号 446

協議先

受信者 在米 下田大使

発信者 愛知 大臣

写送付先

（希望発送日）
月 日

件名 公信転報（沖縄在住台湾出身者の要請書）

GA-2 外務省 4 68 回覧番号

米北1 第 868 号
昭和45年7月4日

在米大使殿

外務大臣

公信転報（沖縄在住台湾出身者の要請書

本件に関する下記公信（1）通を転報する。

記

45年5月14日 沖縄発 大臣あて 渾 第 14 号

付属添付

GA-4 外務省

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 322 号

昭和 45 年 12 月 8 日

外務大臣　殿

在 準備委代表事務所
高瀬

（件名）

八重山在位台湾出身者の所遇

引用公・電信日付・番号	5月14日付準オ14号

本件に関する12月4日付沖縄タイムス記事、御参考までに別添送付する。

付属添付 ☒ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：

本信写送付先：

配付先：

要処理
席事務官
南
外
漁
航 空
科学協力
連絡調整
調 査
カナダ
局庶務

文書課受信班 45.12.11

GA—3—1　　2930 在外公館

身分保証を訴える"台湾出身者"

12月4日付
沖縄タイムス

復帰で深刻な不安
変則的な地位に置かれ
八重山

【八重山】復帰準備の進む中で、もっとも深刻な不安におびえ続く訴えている人たちがいる。彼らは「戦前から八重山に居住し、可を取りつけ農業技術者として入域、永住権を取得した」台湾出身者の家族たちだが、複雑、変則的な地位と度かれ仲間渡航という社会情勢の変化で、かわからないと嘱り寄せ、ことしになって行政府や関係機関に陳情、不安定な身分を七二年復帰までに確立したい、と強くアピールしている。

台湾同郷会（林発会長）の資料によると現在、永住・準永住者百十九人、農業技術人職者五百の計三百九人が八重山に居住している。米民政府指令第百号（永住許可）によって一九四五年九月二日以前の居住者は永住権、さらに複雑大島の復帰の一九五二年十二月二十五日以前の者が永住権の身分資格を与えられており、そのほかの申請による永住者は二万年更新となっている。

ところがこの永住権は被扶養者の子どもたちには及ばないため、成人に達した子どもたちは一時訪問者として取り扱われ、すこぶる不安定な立場に置かれている。日本の教育をうけ台湾を知らない子どもたちの不安は大きい。彼らは「いまのままでは、いつかは同郷の身となるのではないか」と脅え、渡航の身となるのではないか」と脅え、渡航で訴えている。

戦前台湾出身者たちが経営、八重山経済の礎を築いたパイン工場跡

宮古の七〇―七二年期モと生産高は四十二万二千で史上三番目を記録しており、この大豊作に慶良はホクホク顔。いっぽう、平良市内の商店街や七ヒルにわたしい人んだ年末セールにわたしい賑きをみせている。

のためほとんどが台湾に強制疎開され、残りの百八余が復留して農業に従事したといわれる。敗戦による台湾返還で「国籍も分断され、出身者には在留許可証が与えられた。二時は選挙権もあったが、その後、厳しい規制下に置かれた。

また、以前に無国籍者として帰化を認められたケースもあるが、当局に対し、台湾政府からの抗議もあり現状では帰化する方法は不可能にちかい。このため台湾同郷会は「自分たちの子ども、孫は無国籍者同様に扱われ社会の片隅で悩んでいる」等情の中で、日本国への帰化が許可されない場合でも❶八重山在住の台湾出身者二世、三世の永住を認める❷台湾出身者に対し退産相続ができるよう手続きを簡素化にする❸永住者に対し、描御を認めるよう立法化を認めるよう配慮要請している。しかし、この問題が"復帰"後に持ち越されると、本土政府は永住許可について厳しい態度を示しているといわれ、かなり複雑化することも予想される。

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘密標記（赤色）

第 340 号

昭和 45 年 12 月 15 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬

（件名）

八重山在住台湾出身者の所遇

引用公・電信 日付・番号	5月14日付 往信第14号

八重山在住の台湾出身者の所遇については、かねてより当方に陳情が寄せられているところ、12月10日 琉球政府出入管理庁 中山審査課長は、

付属添付 ☐ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

首席事務官
南方
調査
業
航空
協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

方書課受信班 45.12.18

GA—3—1　39　在外公館

他用をもって往訪した当事務所員に対し、要旨次の通り物語した趣。

1、戦前から在住する台湾人一世については、高等弁務官指令により、法律第126号2条6項該当者として自動的に永住権を認められているので問題がないが、2世及び3世については、琉球政府から右の台湾人に対し永住権取得の申請を行なうようとりあえず勧奨している。同申請につき如何に対処すべきかは今後の問題であるが、台湾出身者の側に特別の欠格事由がないかぎり永住権を認めることは難しくないと思われる。

2、遺産相続ができるよう手続きを簡素化して欲しいとの希望（冒頭往信の陳情書参照）については、八重山女性との間で出生し

GA 4　外務省

た子女を、台湾での兵役の義務等を免れるために
自由選択で母方の戸籍に入れておきながら、父方
の相続を容易ならしめようとする[redacted]ようなケースも多い[redacted]ので[redacted]、[redacted]虫
が良すぎるという感じがする。

浜中事務官殿 46.1.8

中国課 伊藤

45.12.15

八重山在住台湾出身者の所遇

中山審査課長は 126-2-6 を 永住と考えているのは誤解です

別添「台-1-A-8」第1頁の下段にあるように「……決定されるまでの間、引続き……有すること なく……在留することができる」のであって、悪く云えば、決定した瞬間に引揚げうとも云えるわけです。

但し我々としては 日本の状況が 親は 126-2-6 で 2~3世は 4-1-16-2 (3年更新) ということになっており、126-2-6 も永住ではないのであって、この現状に合致した ステータスの決め方をしてくれれば 幸いである、という位の申入れを米政府に云うより外に方法はないと思われます。(事件…入管所管)

稲葉につき、あしからず御了承を

台－1－A－8

在日元台湾人の法的地位

45.12.31
中国課

1. 現在日本に在留している元台湾人の法的地位は次のとおりである。

(1) 戦前（昭20.9.2以前）から日本に在留してきた台湾人と昭20.9.3から昭27.4.28までに日本で出生したその子

これらの者はサンフランシスコ平和条約（昭27.4.28発効）により日本国籍を離脱した。

しかし、これら新たに外国人となつた者については、その戦前からの特殊事情を考慮して、「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」ことになつた。（昭27.4.28法律第126号第

2条第6項。なお、当時これに該当する者は約17,000人であつた。）

(2) また、(1)の該当者の子で昭和27.4.29以後日本で出生した者については、在留期間3年が認められた。（昭27.5.12外務省令第14号「特定の在留資格及びその在留期間を定める省令」。ただし在留期間の更新ができる。）

(3) 戦後から平和条約発効までの間（昭20.9.3～昭27.4.28）に日本に入国して引続き在留していた台湾人

これらの者には一般外国人と同様出入国管理令が適用される。すなわち昭27.4.28から6カ月間は引続き在留資格を有することなく本邦在留を認められた。ただし、この6カ月間を超えて日本に在留することを希望する者は、昭27.4.28から3カ月間以内に在留資格の取得を申請すべきものとされた。（昭27.4.28法律第126号第

2条）。

(4) 平和条約発効後（昭27.4.28～）に日本に入国する台湾人

中華民国人として一般外国人と同様に出入国管理令が適用されている。

（注）在日華僑総数 49,903名（昭和43.6.31現在）

その内、「在留外国人統計」(昭和39.4.1現在48,003名）による内訳次のとおり

台湾 23,683名（内戦前よりの居住者と思われるもの14,653、その子3,049）

大陸 22,572名（香港1,391、その他の外国よりの入国者77不詳280を除く）

なお、外国人登録法に基づく登録証明書国籍欄には中共、台湾共に中国と記入している。

2. 以上のとおり、元台湾人に対する特別扱は戦前から日本に居住し、引続き平和条約発効

時まで居住していた者とその子に対する在留上の取扱に限られている。

3. 昭和35年以来、中華民国大使館側より、在日元台湾人の法的地位につき、交渉したい旨の申入れがあり、昭和42年以降、東京において本件交渉が行なわれてきた。

日韓協定永住権者と在日台湾省人の取扱い上の相異（改正）

（　）内は適用法令条項　43.10.1 中国課

	日韓協定永住権者	在日台湾省人
居住	協定上の永住許可を付与される。 (1) 1945. 8. 15 以前から引き続き日本に居住している者 （在日韓国人の法的地位協定第1条第1項(a)） (2) (1)の直系卑属で 1945. 8. 16 以後この協定発効後5年以内に日本で生れた者　（第1条第1項(b)） (3) (1)(2)の子で協定発効後5年以後に日本で生れた者　（第1条第2項） (4) 以上の永住权者の直系卑属として日本で生れた者の居住については大韓民国政府の要請があれば協定の効力発生の日から25年までは協議を行なう　（第2条第1項）	経歴別に在留資格が異る。 (1) 昭20. 9. 2 以前から日本に在留してきた台湾省人（昭20. 9. 3. から昭27. 4. 28 まで日本で生れたその子を含む）は引き続き別に法律が定まるまで本邦に在留しうる。　（法律第126号第2条第6項） (2) 上記該当者の子で昭27. 4. 28 以後本邦で出生した者は3年間の在留期間が認められる　（法務省令第7号第2項第二号） 在留期間の更新については一般外国人と同様出入国管理令第21条の適用を受ける。 (3) 戦後来日し引き続き在留している者は一般外国人と同様出入国管理令が適用される。
退去強制	協定に規定されている限定された退去強制事由の適用を受ける。 (1) 内乱法、外患罪で禁錮以上の刑に処せられたもの　（第3条(a)） (2) 国交に関する罪、外国の元首、外交使節、公館に対する犯罪行為で禁錮以上の刑に処せられたもの　（第3条(b)） (3) 麻薬法違反で無期又は3年以上の懲役又は禁錮に処せられたもの及び麻薬法に違反して3回以上刑に処せられたもの　（第3条(c)） (4) 日本国の法令に違反して無期又は7年以上の懲役又は禁錮に処せられたもの　（第3条(d)）	入管令の退去強制事由の適用をそのまま受ける （出入国管理令第24条）
教育	小、中学校への入学が認められ、また中学校卒業者は上級学校への進学資格が認められる。 （1. 在日韓国人の法的地位協定第4条(a) 2. 同上討事録「第4条に関し1」 3. 昭40. 12. 25 付文部事務次官通達）	現実にはほぼ韓国人の場合と同様に取扱われている。 （日本の義務教育機関への入学が認められるか否かは各市町村の教育委員会の管轄事項であるが、これまでのところ入学申請があれば原則的に許可されてきている由） （1. 地方自治法第244条の2 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号）
生活保護	当分の間生活保護を与える。 （1. 在日韓国人の法的地位協定第4条(a) 2. 同上討事録「第4条に関し2」 3. 昭29. 5. 8. 厚生省社会局長通知）	同　左 （昭29. 5. 8. 厚生省社会局長通知）
国民健康保険	日本国民と同様、国民健康保険法が適用されている。 （1. 在日韓国人の法的地位協定第4条(a) 2. 同上討事録「第4条に関し3」 3. 国民健康保険法施行規則第1条第2号）	ほとんど適用なし （各市町村が条例において外国人を被保険者とする旨の規定を設けた場合にのみ適用を受けるにすぎず、現状では特別区、6大都市のいずれにおいても当該条例を設けていない） （国民健康保険法施行規則第1条第2項）
持帰り財産	帰国時に1世帯あたり1万ドルまでは携行できるほか、それを超える部分は実情に応じ携行又は送金することを認める。 （在日韓国人の法的地位協定第4条(d) 貿易外取引の管理に関する省令 昭41. 5. 16 改正 別表第14、附表第23.）	同　左 （貿易外取引の管理に関する省令 昭41. 5. 16 改正 別表第14、附表第23.）

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

秘密標記（赤色）

秘

第 142 号

昭和 47 年 3 月 23 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

八重山在住台湾出身者の処遇

引用公・電信 日付・番号	昭和45年12月15日付往信第340号

今般当代表部員（新田）が八重山石垣市に出張した際、同地の台湾人同郷会長から本件につき聴取したところ別添「報告」の通りであるので、報告する。

付属添付 ☒ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1

3995

在外公館

首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

47.3.24

大使　公使　参事官　仲山書館

秘

戦前から八重山に在住する台湾出身者の
2、3世についての処遇問題
（八重山出張報告）

47.3.17
新　田

1.　3月15日（水）と16日（木）、他用をもって八重山石垣市に出張した際、同地の台湾人同郷会林発会長（琉球殖産常務取締役）と懇談する機会を得たところ、本件につき同会長が述べていたところ要旨次の通りであるので、報告する。

(1)　戦前から八重山に在住する台湾出身者ならびにその子供及び孫については、全部これまでに沖縄での永住許可を受けており、現段階では心配はない。

(2)　しかし、戦後台湾から技術労務者として八重

山に来た者については、そのうち2件だけが永住権を認められたが、その他は認められず不安定な生活を送っている。これらの人々は、件数にして約50件にのぼる筈である。自分は、曾てこれらの人々を無国籍者として帰化するよう琉球政府に申請し、これが認められそうになったところ中華民国政府からクレームがついて失敗した経験がある。しかし、これは決して悪意で行なったのではなく、自分達としてはやむにやまれぬ措置であった。

(3)　5月15日をもって沖縄が日本本土に復帰するにあたって自分達が心配なのは、上記(1)の永住許可保有者がそのまま復帰後も永住を許されるのかということ、及び、上記(2)

の約50件の台湾人が在留資格の更新をするために本国に帰るよう強制されるのではないか

ということの2点である。特に後者について言えば、これまでの琉球政府の扱いでは彼らは

技術労務者としての滞在許可期限が切れると、そのまま本国へ帰ることなく滞在期限を更新

することが出来たが、日本本土の法令のもとでは本国へ帰って更新する必要が生ずるかもしれず、

その場合中華民国政府は絶対再出国を許さないものと思われる。

(4) 以上のような事情であるので、(2)の約50件については復帰後永住許可を付与するなり、

またはそれに代る特別在留資格を付与するよう格段の配慮をして頂きたい。さもなくば、

本国へ一旦帰った台湾人が、八重山で娶った沖縄人妻及びその子供らと別れ別れになって

住まなければならない等生活上の問題は大きく、人道上見捨て難い事態におちいる虞れがある。

2、当方からは、お話しの趣旨は早速東京の方に取りつぐことを約しておいた。